

肥大船における船首部の構造強度に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

肥大船における船首部の構造強度に関する事項

改正理由

2001 年以降、本会ではコンテナ運搬船や自動車運搬船等、船首部付近の船側外板の傾斜角（フレア角）が特に大きい船舶について、スラミング衝撃圧による損傷防止を目的として規則改正を実施している。

一方、近年、油タンカーやばら積貨物船等の肥大船の船首部においても波浪衝撃圧によると考えられる損傷が報告されている。これらの損傷は、船首垂線付近で計画満載喫水線近くの外板、桁及び肋骨に発生しており、主に座屈変形を伴うものである。

今般、肥大船における船首部の損傷防止を目的として、船首部の構造強度に関する要件を改めた。

改正内容

- (1) 大型の肥大船に対し、船首部の波浪衝撃が大きいと考えられる構造部材については、特別な考慮を行うよう関連規定を改めた。
- (2) 肥大船における船首部の肋骨、特設肋骨及び船側縦桁並びに外板に関する要件について、鋼船規則 CSR-T 編の関連規定を準用するよう改めた。